

独立行政法人水資源機構分任契約職
吉野川下流総合管理所長 藪田 和也
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 鍋川閘門操作所外エアコン取替工事(オープンカウンター方式による)
2 業 務 場 所 徳島県板野郡松茂町広島北ノ川外
3 業 務 期 間 契 約 締 結 の 翌 日 から 60日間
4 内 容 等 鍋川閘門操作所及び旧吉野川河口堰管理所仮眠室のエアコンの取替工事を行うものです。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 見 積 参 加 要 件 本店、支店又は営業所が徳島県に所在すること。
なお、当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
1) 様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限ります。
2) 提 出 方 法 FAX、電子メール、持参又は郵送による。(※FAX番号メールアドレスは、4)に記載)
3) 見 積 書 提 出 期 限 令和8年10月21日 12:00 まで
4) 提 出 先 独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所 総務課
FAX番号 088-624-7743 電子メール nyukei_yoshikaryuu@water.go.jp
5) 担 当 者 総務課 小林
6) 質 問 書 提 出 期 限 令和8年10月16日 12:00 まで
7) 見 積 日 時 見積提出期限到来後、遅滞なく実施する。見積参加者の立会は求めない。
8) 見 積 回 数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和8年10月22日12時までとします。
9) そ の 他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積の無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積を辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに書面により通知します。
- 6 そ の 他
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 仕様書に提示している参考物品以外の同等品による参加を認めるが、質問書により同等品規格の明示したものを提出し、機構から同等品と認める旨を回答されたものに限る。
3) 契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。

FAX 送信先 088-624-7743

メール送信先 nyukei_yoshikaryuu@water.go.jp

担当：独立行政法人水資源機構 吉野川下流総合管理所 総務課あて

※ 見積徴取に参加される方は、必ず本書を送付してください。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

吉野川下流総合管理所長 藪田 和也 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年10月9日に交付された「鍋川閘門操作所外エアコン取替工事」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

メールアドレス：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

く じ の 方 法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$$123+4=127$$

$$127 \div 2 \text{ 者} = 63 \text{ 余り } 1$$

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$$123+4+1=128$$

$$128 \div 3 \text{ 者} = 42 \text{ 余り } 2$$

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。

仕 様 書

I. 概 要

1. 工 事 名 鍋川閘門操作所外エアコン取替工事
2. 工事場所 徳島県板野郡松茂町広島北ノ川外
① 徳島県板野郡松茂町広島北ノ川 鍋川閘門操作所
② 徳島県徳島市川内町榎瀬 8 4 1 旧吉野川河口堰管理所
(別紙 1 参照)
3. 工事概要 鍋川閘門操作所及び旧吉野川河口堰管理所仮眠室のエアコンの取替工事を行うものである。
4. 期 間 雨天、休日等を含み、契約締結の翌日から 6 0 日間とする。
なお、休日等には、日曜日、祝日のほか、作業期間内の全土曜日を
含んでいる。

II. 総 則

1. 適 用

本仕様書は「鍋川閘門操作所外エアコン取替工事」(以下、「本工事」という。)に適用する。

2. 計画工程表等

受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に次の書類を監督職員に提出しなければならない。

- (1) 計画工程表
- (2) 安全管理
- (3) 現場組織表
- (4) 緊急時の体制及び対応

3. 建設副産物

(1) 建設副産物実態調査(センサス)

本工事は建設副産物実態調査(センサス)の対象工事である。

受注者は、資材の利用及び搬出の有無にかかわらず、再生資源利用〔促進〕計画書及び実施書を次の国土交通省ホームページに掲載の「建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)」により作成するものとする。

URL:https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

再生資源利用〔促進〕計画書は、着手前に電子データを監督職員に提出するものとする。

再生資源利用〔促進〕実施書は、工事完成時に電子データを監督職員に提出するものとする。

(2) 本工事における廃棄物等は、関係法令に基づき受注者の責任において構外に搬出し、適正に処理を行うものとする。

なお、ルームエアコンの処分に必要な家電リサイクル券の購入及びその費用は、この工事に含まれる。

4. 安全管理

作業に当たっては安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めるものとする。

5. 施工条件

作業工程については、監督職員と協議のうえ行うこととする。

6. 疑義に対する協議等

現場の納まり又は取合い等の関係で不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議を行い必要に応じて変更を行う。

7. 完成時の提出書類

- (1) 施工前、施工後等の施工状況写真
- (2) 2. (2)に記載の処理について発注者に提出が必要な書類
- (3) 取扱説明書、メーカー保証書等、必要に応じて監督職員が指示するもの

8. 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、工事の施工に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、監督職員等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

Ⅲ. 工事編

1. 機器仕様

- (1) 鍋川閘門操作所
 - ・ 業務用エアコン
：セット型式 SZRC63CTE（ダイキン工業(株)製）又は同等品以上 1 式
なお、機種選定にあたっては、室外機を耐塩害仕様とすること。
- (2) 旧吉野川河口堰管理所 仮眠室
 - ・ ルームエアコン
：セット型式 MSZ-JXV2526E-W（三菱電機(株)製）又は同等品以上 1 式
なお、機種選定にあたっては、室外機を耐塩害仕様とすること。

2. 工事内容

- (1) 鍋川閘門操作所
 - ・ 業務用エアコン取替 1 台
冷媒管、ドレン管、電気配線は既設のものを再利用する。
 - ・ 既存業務用エアコン処分 1 台
(参考) 既設品型番：室内機 1 台（型番不明（ダイキン工業(株)製））、
室外機 1 台（RZYP63DT（ダイキン工業(株)製））
- (2) 旧吉野川河口堰管理所 仮眠室
 - ・ ルームエアコン取替 1 台
冷媒管、ドレン管、電気配線は既設のものを再利用する。
 - ・ 既存ルームエアコン処分 1 台
(参考) 既設品型番：室内機 1 台（MSZ-ZXV25K-W（三菱電機(株)製））、
室外機 1 台（MUZ-ZXV25K（三菱電機(株)製））

3. 環境への配慮

本工事に使用する機材のうち次に示すものについては、国等による「環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく判断基準に適合した機材とする。

- ・ 空調用機器
- ・ 建設機械（排出ガス対策型建設機械、低騒音型建設機械）

4. 他業務との協力

- (1) 下記業務とは現場が連続し履行が輻輳することから、施工手順・工程については、当該業務の受注者と十分な打合せを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。
- (2) 本工事との調整業務は以下のとおりとする。

業 務 名	履行範囲	履行期間
吉野川管内自家用電気工作物保守業務	鍋川閘門操作所	令和5年4月12日～令和10年3月20日

以 上

位 置 図

